

税務キャッチ・アップ 法人税関係

スピノフ

1 はじめに

平成29年度税制改正において、企業の事業部門を切り出して独立会社とする単独新設分割型分割（スピノフ）を実施する場合に適格要件を満たすときは課税を繰り延べる措置が講じられた。また、同様の効果がある完全子会社の株式分配についても組織再編成の一類型とし、適格要件を満たすときは課税を繰り延べる措置が講じられた。

ここでは、分割型分割によるスピノフについて確認する。

2 背景

これまで単独新設分割型分割を実施する場合には、移転資産に係る譲渡損益や分割法人の株主へのみなし配当が生じていたことが障害となり、思うような事業再編ができずにいた。そこで、経済産業省からの改正要望により、適格要件が拡充された。

3 スピノフの概要

A社の営むB事業部門を独立させB社を新設し、A社の株主にB社株式を交付する。

- ① A社（分割法人）の主な取扱い（法法26、法法28、法法62の2②③）
 - イ B事業に係る移転資産負債は簿価引継ぎをしたものとして譲渡損益を繰り延べる。
 - ロ 純資産が減少する。
- ② B社（分割承継法人）の主な取扱い（法法26、法法

28、法法62の2④）

イ A社から移転を受けた資産負債は帳簿価額により引継ぎを受ける。

ロ 純資産が増加する。

- ③ A社の株主の主な取扱い（法法24①二、法法61の2①④、法令23①二、法令119①六、法令119の8①）

イ みなし配当はない。

ロ 取得したB社株式はA社の帳簿価額を基に計算される。

ハ A社株式の譲渡損益を繰り延べる。

4 拡充された適格分割型分割の要件（法法22の九、法法12の十一、法法62の6①、法令4の3⑨）

分割対価資産として分割承継法人株式又は分割承継親法人株式のどちらかの株式のみが分割法人の株主に交付される分割で次の①～⑦の要件を満たすものをいう。

ただし、分割法人の各株主の保有数に応じて交付されるものに限られる。

- ① 独立事業を行うための単独新設分割型分割であること
- ② 分割対価資産の全部が分割法人の株主に交付されるものであること
- ③ 分割直前に分割法人と他の者との間に支配関係がなく、かつ、分割後に分割承継法人

と他の者との間に支配関係があることとなることが見込まれていないこと

- ④ 役員等継続要件
- ⑤ 主要な資産負債の移転要件
- ⑥ 従業者引継要件
- ⑦ 事業継続要件

5 留意点

上記4⑤～⑦は他の組織再編成におけるものとほぼ同様のものである。

しかし、上記4④の役員等継続要件については、「分割事業に係る業務に従事している『重要な使用人』を含む分割法人の役員等のいずれか」が「分割承継法人の特定役員（社長、副社長など）となることが見込まれていること」とされている。ここでいう、重要な使用人とは会社法で規定される支配人（会社法362④三）などが考えられる。

6 おわりに

多種類の事業を営んでいる企業においては、コングロマリット・ディスカウント（個別に事業を営む場合よりも企業全体の価値が低く評価される状況）を解消するためにスピノフの活用が考えられる。スピノフにより、個別事業に専念できるとともに迅速で柔軟な意思決定により経営の効率化が図られ、企業価値の上昇が期待できる。

（右山研究グループ
税理士 菅井 泰辰）